

平成16年6月18日

金融庁

株式会社ユーエフジェイホールディングス及び株式会社ユーエフジェイ銀行
に対する行政処分について

1. 株式会社UFJホールディングスにおいては、中小企業向け貸出に係る実態確認・計数管理等に関し、取組態勢が不十分であったと認められ、「資本増強行に対するフォローアップに係る行政上の措置について」(平成11年9月30日 金融再生委員会)において示されている「経営健全化計画を自らの確に履行しようとしていないと認められた場合」に当たると認められることから、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律第20条第2項及び銀行法第52条の33第1項の規定に基づき業務改善命令を発出した。なお、株式会社UFJ銀行に対しても銀行法第26条第1項の規定に基づき、同様に業務改善命令を発出した。

2. 上記業務改善命令の内容は以下のとおり。

- (1) 中小企業向け貸出に関する取組態勢の改善のための具体的方策(責任の所在の明確化を含む)を織り込んだ業務改善計画を平成16年7月26日(月)までに提出すること。
- (2) 業務改善計画を着実に実施すること。
- (3) 業務改善計画提出後、改善計画の実施完了までの間、平成16年9月期を初回として、四半期毎の実施状況等を1ヶ月以内に報告すること。

問い合わせ先

金融庁 TEL 03-3506-6000(代表)

監督局 総務課 金融危機対応室

(内 3222)

銀行第一課(内 3396、3329)